-- (94) -

氏 名 (本籍) **喬** 字 (中 国)

学 位 の 種 類 博 士 (国際政治経済学)

学位記番号 博 甲 第 6370 号

学位授与年月日 平成 25 年 3 月 25 日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 查 研 究 科 人文社会科学研究科

学位論文題目 Essence and Limitation: The Exercise of EU's Normative Power

towards China since 1989

(本質と限界:1989年以後におけるEUの中国に対する規範的パワーの実践)

 主
 査
 筑波大学教授
 Ph.D. (国際関係)
 赤根谷 達 雄

 副
 査
 筑波大学教授
 博士 (法学)
 首 藤 もと子

 副
 査
 筑波大学准教授
 Ph.D. (法学)
 COVELL. Charles E.

副 査 北海道大学教授 Ph.D. (現代ヨーロッパ研究) 鈴 木 一 人

論文の内容の要旨

民主主義、人権、法の支配といった規範は、EU が奉じる規範であり、また EU のアイデンティティそのものでもある。EU がそのような規範をどのように世界に広めようとしてきたかについて、これまで様々な研究がなされてきた。本論文は、近年注目されている EU の規範力に関する研究のひとつであり、中国国内の人権侵害をめぐって行使された EU の規範力について、その本質と限界を考察したものである。本論文は、EU や中国の多くの文献・資料を用いた実証研究であると同時に、EU による対中規範力行使をモデル化し、そのモデルを用いて、EU の対中規範力行使の盛衰を説明している。

EU は、1989の天安門事件における中国政府による著しい人権侵害に対する制裁措置として、対中経済制裁、武器禁輸、政府高官の交流の停止を行った。本論文は、それ以降の、①対中経済制裁措置の廃止をめぐる駆け引き、②国連人権委員会における対中人権問題をめぐる駆け引き、③対中武器禁輸措置の撤廃問題、という三つの具体的事例に焦点を当て、EU の規範力行使について、その役割・本質、限界となる要因などを体系的に分析している。

本論文は、事例研究を通じて、次のような主張をしている。即ち、天安門事件を契機とする、中国に対する EU の規範力行使の背景にあったのは、EU と中国の相対的パワー・バランスである。1990 年代には、EU のパワーが勝っており、EU はそれを梃子として、中国に対して規範力を行使することができた。しかし経済力を中心に中国がめざましい発展を見せ始めると、相対的パワー・バランスは徐々に中国側に傾き、潜在市場の魅力を梃子とする中国による EU 分断策、即ちその巧みな「飴と鞭」戦術とあいまって、EU による対中規範力の行使は、様々な限界に直面するようになる。EU と中国のパワー関係の変化にともない、今日の EU は規範力を中国に対して行使する能力も意思も失せてしまったかのようである。しかし「規範パワーとしての EU」という EU の自己認識は健在であり、EU は、ソフト・パワー的な世界的役割へと回帰していきそうである。

論文の構成は、以下のとおりである。

Chapter 1 Introduction

Chapter 2 Hypotheses and Framework

Chapter 3 Case study one: Human Rights and Economic Sanctions after Tiananmen Incident (1989.6-90.10)

Chapter 4 Case study two: Negotiations in and out of the UN Commission (1996.3-97.4)

Chapter 5 Case study three: Arms Embargo Negotiations (2003.12-05.9)

Chapter 6 Conclusion

第一章では、EUの規範力に関する先行研究を批判的にとりあげるとともに、「規範パワーとしてのEU」の世界的役割が注目されるなかで、特に人権をめぐって中国に対して行使されるEUの規範力を研究する学術上の意味について論じている。EU 統合の進展と、その後の中国の台頭とEU-中国間の貿易関係の増大という国際構造の変化のなかで、EUの対中規範力行使がどのように規定されてきたのか、その可能性と限界となる要因について考察している。また特にEUの対中規範力行使に関するマトリン(Michael Mattlin)の先行研究をとりあげ、中国側の資料を十分に用いていないとして、彼の研究を批判している。

第二章では、分析の枠組みとなるモデルと、仮説が提出されている。また、人権概念と国益など、主要な分析概念が規定されている。筆者によると、EUの対中規範力行使を分析するに際しては、①EUと、②EU内の個々の国家、そして③規範を最優先してEUの対中政策を定めることを求めるEU内の「規範共同体」の3次元で分析しなければならない。また超大国である米国を加えたEUー中国-USという3角関係を考察しなければならない。こうした点を踏まえ、筆者が提出するモデルは、EUー中国-USという三角形の関係性と、中国-EU加盟国(一部)-米国という三角形の関係性と、中国-EUの規範共同体-米国という三角形の関係性との、三重の三角的関係性から成り立っている。この分析モデルを用いることで、国際政治システムの構造変化のなかで、EUの対中規範力がどのように変化していったかをうまく説明することができる。

第三章では、天安門事件以来の、中国に対する EU の規範力行使の実際を分析している。すなわち、EU は、中国の著しい人権侵害に対して、経済制裁、武器禁輸、ハイレベル交流の停止といった制裁措置をとったが、その実態を実証したうえで、冷戦終焉後の国際政治のダイナミズムと EU 各国の通商利害が、いかにして EU の経済制裁の行使に影響し、そして経済制裁を継続しようとする EU 内の国の数(= EU の規範共同体の規模)を減じていったかを分析している。そして特に、巨大化する中国の潜在市場を駆け引き上の梃子として、中国政府がいかに巧みな外交的働きかけを通じて、経済制裁やハイレベル交流の停止といった措置を撤廃に導いていったのかに焦点を当て、その過程を分析している。

第四章では、国連人権委員会(UN Human Rights Commission)における対中人権決議の採択(1996年と1997年)をめぐる国連内外での中国と EU の熾烈な駆け引きを考察している。EU の各国政府に対する中国政府による通商上の「飴と鞭」外交や対中通商を重視する米国の態度などによって、EU の結束が弱まり、EU 内の「規範共同体」が縮小し、ついには EU が国連人権委員会での討論から撤退していった経緯が分析されている。筆者は、EU の規範外交が弱まっていった背景要因として、EU の通商上の利害と米国の態度を指摘している。人権規範そのものは二次的要因としてのみ働いた、と指摘している。

第五章では、武器禁輸の撤廃をめぐる中国 - EU - US の三角関係が考察されている。イラク戦争に際し、米国は、国連安保理での中国の協力を必要としていた。この米国の政策は、その同盟国である EU 各国の対中武器禁輸政策にも影響を与え、武器禁輸廃止の方向への圧力となった。また EU 主要国の商業利益も武器禁輸廃止の方向への圧力となった。しかし長期にわたる中国 - EU 間の交渉にもかかわらず、結局、今日にいたるまで EU による対中武器禁輸政策は継続されることとなった。対中武器禁輸政策における人権要因の比重は弱まり、対中武器禁輸を軍事安全保障問題と捉える米国の態度が、EU のその後の政策を規定する重要な要因となった。軍事力行使を容認する反国家分裂法の制定など、EU の規範に反すると思われる中国の行動は、対中武器禁輸の撤廃を妨げる要因となった。

第六章の「結論」では、以上の三つの事例研究を総括し、EUの規範力を規定する条件を体系的にまとめている。筆者によれば、本論文では、三つの主要な発見をすることに成功した。第一に、中国に対する EU の規範力の行使における規範力を生み出し、影響し、制約する条件及び要因を特定できたことである。第二に、中国による「飴と鞭」外交戦術は、EU 加盟国を分断し、EU 規範共同体を弱体化させるうえで、非常に有効であるということである。第三に、EU の規範力のエッセンスと役割を考察することで、規範力概念が EU の国際行動を正当化するうえで有用な道具となっていること、そして EU の相対的強制力の欠如を補っていること、である。以上に加え、筆者は、時の経過とともに顕在化しつつある EU と中国のパワー・バランスの変化を踏まえたうえで、2005 年以降の EU の在り方と EU の対中規範力について考察している。

審査の結果の要旨

本論文は、天安門事件以来、人権問題をめぐって、EUが中国に対して行使してきた規範力の事例(「対中規範力の行使」)を入念に実証分析し、EUの規範力の役割や本質、限界を体系的に考察した研究である。本研究は、「規範パワーとしてのEU」という一連のEU研究の中に位置づけられるが、この事例研究をとおして、既存の先行研究では欠けていた国際政治のダイナミズムが及ぼす影響を明らかにしている。本論文は、学術的貢献のみならず、実際的意義も有している。即ち、中国の台頭とともに、大国中国の人権状況や民主化問題、人権をめぐる中国の対外行動様式などが、国際政治上の重要な課題となっている。その点で、本論文で扱っているテーマは今日的重要性をもっており、本研究は多くの有用な示唆を与えている。

本論文の学術的貢献を列挙すると、第一に、EU 及びその意思決定システムの発展を踏まえたうえで、EU の規範力の行使を分析するための枠組み、即ち EU、EU 各国政府、「EU 内の規範共同体」の三次元の枠組みを提出していること、また米国も含めた国際政治のダイナミズムを取り入れた枠組みを提出していることにある。EU - 中国 - US という三角形の関係性と、中国 - EU 加盟国(一部) - 米国という三角形の関係性と、中国 - EU の規範共同体 - 米国という三角形の関係性との、三重の三角的関係性から構成されるモデルは、既存の研究にはみられない独自の分析枠組みである。

第二に、EU や中国、米国の資料にあたって、天安門事件以来の人権問題を契機とする EU の制裁措置や人権外交をめぐって、EU 各国と中国、米国間で繰り広げられた駆け引きを体系的に実証している点が評価される。すなわち、EU、EU 各国政府、「EU 内の規範共同体」の三次元の分析枠組みを踏まえ、中国が展開した EU 各国政府とのバイラテラルな駆け引きが、どのように「EU 内の規範共同体」の結束を瓦解させ、ひいては EU の政策に影響していったか、また米国の影響はどのように働いたかを、事例ごとに説得的に実証している。

第三に、「規範パワーとしてのEU」という一連のEU研究で強調されてきたEUの規範力について、対中規範力の行使という実例の考察を踏まえ、批判的に再検討を行った点が評価される。これまでの研究では、EUの規範力は、もっぱら理念的に議論されてきたきらいがあるが、本論文では、天安門事件後の中国に対して欧米諸国が経済制裁を課している状況を対象にして、EUの規範力の行使が、いかに変化していったかを、三つの事例研究を通して、実証的に論じるとともに、それをモデル化して呈示している。そして、本研究をとおして、EUのもつ規範力の限界とその要因を明らかにしている点は、既存の研究に一石を投じるものとして、評価に値する。

平成25年2月5日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論 文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で 合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(国際政治経済学)の学位を受けるに十分

な資格を有するものと認める。